スピード競技開催規定
細則：ツイントライアル競技開催要項

1999年 7月28日制	定	2005年 1月 1日施	行
1999年10月 1日施	行	2007年 8月 1日改	定
2002年 7月31日改	定	2008年 1月 1日施	行
2003年 1月 1日施	行	2017年 6月 1日改	定
2004年 8月 3日改	定	2017年 7月 1日施	行

スピード競技開催規定に従い、ＪＡＦ公認コースで実施されるツイントライアルの開催に関し、以下の通り定める。

１．種　　目： ツイントライアル
２台の競技車両が２つの走路（等距離）を同時に走行して実施されるタイムトライアル。

２．開催場所： ＪＡＦ公認コース

３．参加車両： ＪＡＦ国内競技車両規則第３編スピード車両規定に合致した車両で気筒容積別にクラス分けを行う。
オープンカーには４点式以上のロールバーが必要（未舗装路で行う場合、SC・D車両のオープンカーは参加できない）。

４．競技会組織： 自動車競技の組織に関する規定に準拠。

１）開催資格：　公認・加盟クラブまたは公認・加盟団体

２）競技会格式：地方競技以上

５．競技形態：

１）コース設定

（１）　独立した２つの走路は等距離に設定する。これらの走路は、立体交差等により１つのコースとして連結して設定するか、あるいは同じレイアウトの走路を２つ設定する。

（２）　未舗装路で行う場合にはコース保守のため、スタート、フィニッシュ付近およびタイトコーナーを一部舗装路とすることが望ましい。

２）スタート方法
スタートはそれぞれ独立した走路に設定された所定の位置より、１つのスタート合図によって競技が開始される。

３）順位決定

（１）タイムトライアル方式：
走行回数および順位決定方法を特別規則書に明記すること。

（２）トーナメント方式：
予選を設ける場合は、その方法を特別規則書に明記すること。

６．信号合図：国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に従う。

７．そ　の　他：

１）競技に関する詳細規定は特別規則に定める。

２）参加者に対し、コース設定ならびに国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項・Ｌ項の周知徹底を図るため資料を作成し、ブリーフィングを行うとともに、充分な慣熟走行（歩行）を行うこと。

８．施　　行：2017年７月１日